別表十二（二）　記載要領

この表は、租税特別措置法第55条の２第１項（中小企業事業再編投資損失準備金）に規定する中小企業者で青色申告書を提出するものが同条の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の44第１項（中小企業事業再編投資損失準備金）に規定する中小連結法人が同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(四)の記載要領第１号中「、法人が租税特別措置法」の次に「第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和３年旧措置法」という。）」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」を「令和３年改正法」に、「平成28年旧震災特例法」を「令和３年旧震災特例法」に、「、令和２年旧措置法」を「、令和３年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、令和２年旧措置法」に改め、同第11号(2)中「第６号」を「第４号」に改める。

別表十四(一)の記載要領第11号中「第17条第２項」を「（平成23年政令第112号）第17条第２項」に改める。

別表十四(一)の記載要領第１号中「第66条の11の２第１項」を「第66条の11の３第１項」に、「）又は」を「）若しくは」に、「の規定の」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第37条（寄附金の損金不算入）（令和３年改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第１項又は第２項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」に改める。

別表十四の11の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「課税の特例）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の６（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（令和３年改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

別表十五の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第61条の４（交際費等の損金不算入）」を削り、同第11号中「（令和２年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）」を削る。

別表十五の11の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の66（交際費等の損金不算入）」を削り、同第11号中「（令和２年４月１日以後に開始する連結親法人事業年度に限る。）」を削る。

別表十六(六)の表を次のように改める。